



愛知労働局発表
平成29年8月28日(月)

【照会先】
愛知労働局労働基準部健康課
健康課長 近藤慎次郎
主任衛生専門官 大岩広司
(電話)052-972-0256

報道関係者 各位

平成29年度全国労働衛生週間に向けて ～10月1日から7日を本週間、9月を準備期間として取組～

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第68回を迎えます。

この間、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図り、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきました。

愛知労働局並びに管下労働基準監督署では、この全国労働衛生週間に向けて次のような活動を実施します。

1. 全国労働衛生週間における活動

(1) 各労働基準監督署による労働衛生週間説明会の開催

県内14署において、地区労働基準協会の協力を得て、9月を中心に32会場で開催。

出席見込総数4,500名。(開催予定詳細は[別紙1]一覧表参照)

(2) 労働基準監督署による監督指導等の実施

全国労働衛生週間を中心に過重労働対策、メンタルヘルス対策など労働衛生管理を重点とした指導を実施。(約440件予定)

(3) 「治療と仕事の両立支援」の実態把握等

労働者が治療を受けながら仕事を継続できる職場環境の整備について、事業場に対し広く呼び掛けるとともに県内事業場に対する「治療と仕事の両立支援」の実態調査を9月に実施。

2. 関係行政機関、災害防止団体、事業者団体等への協力要請([別紙2]参照)

愛知労働局長から県内64機関(団体)へ要請を実施。

3. 化学物質による健康障害防止のための緊急対応

本年7月に製紙工場におけるアンモニアによる死亡災害や、複数の労働者が同時に被災する一酸化炭素中毒が相次いで発生していることから、準備期間中に関係業界団体等を通じて、リーフレットを活用したCO中毒防止の取組の徹底を周知、指導。

(参考)

平成 29 年度全国労働衛生週間は、次のスローガンの下で展開されます。

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

[主な取組]

労働衛生週間説明会の開催

全国労働衛生週間準備期間中（9月1日から30日まで）に労働衛生週間説明会を開催し、**全国労働衛生週間実施要綱**に基づき事業場が実施する治療と仕事の両立支援の推進、健康確保対策、職業性疾病予防対策のための労働衛生管理の取組を指導し、労働衛生意識の高揚を図ります。

「働き方改革実行計画」に基づく「治療と仕事の両立支援」の推進

- ア 「事業場における治療と職業生活の両立支援」の積極的な利用促進が図られるよう産業保健総合支援センター及び労災病院が実施する各種支援事業のサービス等の周知を図ります。
- イ 7月24日に設置した「**愛知県地域両立支援推進チーム**」を軸に県内で両立支援に取り組む民間団体や自治体等の関係者が緊密に連携を図り、患者が職業生活と治療を両立できるよう各種の支援サービス、相談窓口を周知するなどにより効率的な取組を実施します。

【別添1「治療と職業生活の両立支援」リーフレット参照】

「化学物質による健康障害防止対策と一酸化炭素中毒防止の緊急対応」

- ア 化学物質等による工業中毒等が増加している。特に一度に複数の労働者が被災する一酸化炭素中毒が解体工事、設備の保守点検、飲食店の厨房等で相次いで発生していることから、関係団体等に要請した一酸化炭素中毒防止の緊急対応について、引き続き労働衛生週間説明会等集団指導、個別指導時において周知、徹底を図ります。

【別添2「一酸化炭素中毒防止」リーフレット参照】

【別紙統計資料1「工業中毒等特殊疾病の年別発生状況」参照】

【別紙統計資料2「平成29年工業中毒等発生状況」参照】

- イ また、SDS(安全データシート)入手、化学物質のリスクアセスメントの実施及びその結果を踏まえた必要な措置の実施の周知、徹底を図ります。

「職場におけるメンタルヘルス対策」

ストレスチェック制度の確実な実施を中心とするメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の確実な取組の促進を図ります。

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

水分、塩分の積極的な摂取に加え、WBGT 値に応じた作業の中断、短縮、休憩時間の確保の徹底等職場の熱中症予防対策の推進を図ります。

愛知県内の現状

化学物質による災害が増加傾向 一度に多数が被災

発生年	件数(うち複数被災)	被災者の状況	H29年の状況	化学物質	件数	被災状況
H25	6(1)	休業7名		有機溶剤	2件	死亡1名(事業主) 休業3名
H26	5(3)	休業7名		一酸化炭素	4件	休業14名
H27	6(1)	死亡2名 休業5名		アンモニア	1件	死亡1名 休業2名
H28	11(0)	死亡1名 休業10名		塩素	1件	休業2名
H29 (8.21集計)	8(5)	死亡2名 休業20名				

リスクアセスメントの実施が必要！

治療と仕事の両立支援の推進

- 7月24日 | 愛知県地域両立支援推進チームの設置(事務局:愛知労働局)
 - ・県内の各取組機関の情報共有と有機的な連携が目的
- 8月末 | 愛知県内版リーフレット・ポスターの作成
 - ・愛知県内における取組団体の相談窓口など地域情報を掲載
 - ・企業と患者(労働者)配布用リーフレット
 - ・患者(労働者)向け診療所掲示用ポスター
- 9月中 | 愛知県内に本社を置く企業約1,800に対するアンケートの実施

ストレスチェック制度実施状況

H29.7.26厚生労働省発表
「ストレスチェックの実施状況」(平成29年6月末)
【愛知 89.5%】
(全国比+6.6%、全国8位)

都府県	実施率	順位
全国	82.9%	---
愛知	89.5%	8位
富山	93.8%	1位
東京	85.6%	16位
大阪	82.6%	25位
埼玉	63.9%	47位

「ストレスチェック制度」とは、職場におけるメンタル不調の未然防止を目的に、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し、平成27年12月から年1回のチェックとその結果に基づく面接指導などの実施を義務付けているもの。

第68回 全国労働衛生週間

参考
資料
2

平成29年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。68回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

スローガン

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

10月1日～7日

全国労働衛生週間
に実施する事項

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示 今年のスローガンは上記です。
3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

9月1日～30日

準備期間
に実施する事項

1. 重点事項 取組の詳細は下表をご参照ください。
 - (1) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - (2) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - (3) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (4) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (5) その他の重点事項

(1) 治療と仕事の両立支援	事業者による基本方針等の表明と労働者への周知 研修などによる両立支援に関する意識啓発 相談窓口などの明確化 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用
(2) 化学物質による健康障害防止	ラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認 「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとしたラベル表示、SDSの入手状況や危険有害性情報の確認 リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果についての労働者に対する教育の推進 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認 特殊健康診断等による健康管理の徹底 建設業、食品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気や有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
(3) メンタルヘルス対策	事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 衛生委員会などにおける調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善 4つのメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供 ストレスチェック制度の適切な実施 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施 自殺予防週間(9月10日～9月16日)などをとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施 産業保健総合支援センターでのメンタルヘルス対策に関する支援の活用
(4) 過重労働による健康障害防止	時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進や労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
(5) その他	職場における腰痛予防対策指針による、リスクアセスメントやリスク低減対策、労働衛生教育などの腰痛の予防対策の推進 受動喫煙の健康影響についての教育啓発や、専門家に相談支援などの支援制度を活用した職場における受動喫煙防止対策の推進 「STOP!熱中症 ケールワークキャンペーン」に基づくWBGT値の正確な把握や水分・塩分の摂取などの熱中症予防対策の徹底 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

2. 労働衛生3管理の推進など

- (1) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (2) 作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
- (3) 労働衛生教育の推進
- (4) 心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
- (5) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

3. 作業の特性に応じた事項

粉じん障害、電離放射線や騒音、振動、石綿、化学物質などによる健康障害防止対策の推進

4. 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援 <http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

QRコード



産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。



支援 【労働者健康安全機構】
0570-783046



QRコード

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県毎に両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説サイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/0000115267.html>

QRコード



治療と職業生活の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/0000162833.html>

QRコード



治療と仕事の両立支援 助成金

検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援 http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html

QRコード



腰痛予防対策講習会

検索

メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、ストレスチェック実施プログラム（無料）がダウンロードできます。

支援 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/ro udoukijun/anzeneisei12/>

QRコード



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援 解説サイト <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

QRコード



こころの耳

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。

解説サイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

QRコード



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

支援 解説サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kit_suen/index.html

QRコード



職場 受動喫煙

検索

熱中症予防対策

職場での熱中症予防のため、関係省庁や関係団体と連携し「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

解説サイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/0000116133.html>

QRコード



STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成29年度 第68回全国労働衛生週間署別説明会日程・主催者等一覧 別紙1

名古屋北署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
8月31日	13:30	メルパルク名古屋	名古屋市東区葵3丁目16-16	建災防 名古屋北分会	220名
9月1日	13:30	名古屋栄ビルディング	名古屋市東区武平町5-1	名北労働基準協会 ☎052-961-3655	100名
9月5日	13:30	小牧勤労センター	小牧市字上末2233-2	名北労働基準協会 ☎052-961-3655	180名

名古屋東署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月5日	14:00	名古屋市工業研究所	名古屋市熱田区六番3-4-41	名古屋東労働基準協会 ☎052-882-3909	70名
9月6日	14:00	東郷町商工会館	愛知県東郷町春木申下1337-	名古屋東労働基準協会 ☎052-882-3909	60名
9月12日	14:00	名古屋国際会議場	名古屋市熱田区熱田西町1-1	建災防 名古屋東分会	120名

名古屋南署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月4日	13:30	名古屋市工業研究所	名古屋市熱田区六番3-4-41	建災防 名古屋南分会	100名
9月5日	14:00	名古屋港湾会館	名古屋市港区港町1-11	名古屋南労働基準協会 ☎052-651-9246	150名
9月6日	14:00	名古屋市工業研究所	名古屋市熱田区六番3-4-41	名古屋南労働基準協会 ☎052-651-9246	150名

豊橋署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月1日	13:30	ライフサポートとよはし 中ホール	豊橋市神野ふ頭町3-22	豊橋労働基準協会 ☎0532-54-2131	300名
9月4日	13:30	豊川市勤労福祉会館 大研修ホール	豊川市新道町1-1-3	豊橋労働基準協会 ☎0532-54-2131	200名
9月6日	13:30	蒲郡市民会館 大会議室	蒲郡市堺町3-30	豊橋労働基準協会 ☎0532-54-2131	100名

名古屋西署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月8日	13:30	名古屋市中村文化小劇場	名古屋市中村区中村町茶ノ木2	名古屋西労働基準協会 ☎052(581)8086	120名

岡崎署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月5日	13:20	幸田町民会館	幸田町大字大草字丸山60	建災防 岡崎分会	130名
9月6日	13:30	岡崎市勤労文化センター	岡崎市美合町字五本松68	岡崎労働基準協会 ☎0564-52-3692	110名

一宮署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月6日	13:30	名古屋文理大学文化フォーラム (稲沢市民会館)小ホール	稲沢市正明寺3-114	一宮労働基準協会 ☎0586-48-8495	150名

9月15日	13:30	アイプラザー宮	一宮市若竹3-1-12	建災防 一宮分会	90名
-------	-------	---------	-------------	----------	-----

半田署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月1日	13:30	知多市民体育館	知多市緑町5	半田労働基準協会 ☎0569-21-4440	150名
9月4日	13:30	住吉福祉文化会館	半田市宮路町53	半田労働基準協会 ☎0569-21-4440	150名
9月5日	13:30	大府市勤労文化会館	大府市明成町1-330	半田労働基準協会 ☎0569-21-4440	100名
9月8日	14:00	知多建設会館 3階会議室	半田市瑞穂町5-1-3	建災防 半田分会	80名

刈谷署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月4日	13:30	碧南商工会議所	碧南市源氏新明町90	刈谷労働基準協会 ☎0566-21-6337	70名
9月5日	13:30	あいち産業科学技術総合センター (技術開発交流センター)	刈谷市恩田町1-157-1	刈谷労働基準協会 ☎0566-21-6337	160名
9月6日	13:30	安城市文化センター	安城市桜町17-11	刈谷労働基準協会 ☎0566-21-6337	120名

豊田署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月1日	13:30	つどいの丘	豊田市西中山町水口133	豊田労働基準協会 ☎0565-28-9411	100名
9月5日	13:30	豊田市民文化会館小ホール	豊田市小坂町12-100	豊田労働基準協会 ☎0565-28-9411	200名
9月6日	14:00	高岡コミュニティセンター	豊田市高丘町長根51	豊田労働基準協会 ☎0565-28-9411	100名
9月27日	13:30	豊田建設業協同組合会館	豊田市八幡町3-21-2	建災防 豊田分会	100名

瀬戸署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月5日	14:00	スカイワードあさひ	尾張旭市城山町長池下4517-	瀬戸労働基準協会 ☎0561-82-2575	200名

津島署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月6日	14:00	津島市文化会館	津島市藤浪町3-89-10	津島労働基準協会 ☎0567-26-4603	250名

江南署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月1日	13:45	江南市民文化会館 小ホール	江南市北野町川石25-1	江南労働基準協会 ☎0587-55-2341	125名

西尾支署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名 ・連絡先	参加 期待数
9月6日	14:00	西尾市文化会館 小ホール	西尾市山下町泡原30	西尾労働基準協会 ☎0563-56-0244	300名

愛労発基 0823 第 10 号

平成 29 年 8 月 23 日

各関係団体の長 殿

愛知労働局長

平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間の実施について（要請）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、本年で第 68 回を迎えます。本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図ることを目的とし実施するものです。

本年は、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、9 月を準備期間として

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

のスローガンの下、実施することとなりました。

現在、労働力不足、高齢化が進展する中、労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いている実態があり、県内の産業活動の持続的発展を維持するためには、労働者が治療を受けながら生き生きと活躍できる職場環境の整備が重要となっています。

そこで、愛知労働局では地域の行政機関や医療機関、民間団体等と連携して、「事業場における治療と仕事の両立」のための各種支援サービスの積極的な活用促進を図ります。

次に、平成 28 年の愛知県内における業務上疾病の発生状況をみますと、業務上疾病者数はここ数年減少していましたが、休業 4 日以上業務上疾病者数は 327 人と対前年比 22 人、7.2%の増加となり、このうち死亡者数は 9 人と対前年比 2 人の減少となりました。死亡者数 9 人のうち、7 人が長時間労働等を原因とする脳・心臓疾患や精神障害によるものとなりました。

また、本年7月に入り、アンモニアによる死亡災害や、複数の労働者が同時に被災する一酸化中毒が相次いで発生しています。

こうした状況の中、さらに、労働者が働くことにより健康を損なうことがあってはならないものであることから長時間労働削減対策、過労死等の防止対策を最重点に取り組むとともに、メンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策及び受動喫煙防止対策の取組についても重点的に推進しています。

貴団体におかれましては、傘下の会員事業場に対し全国労働衛生週間の実施について周知いただくとともに、これを契機とした事業場における自主的な労働衛生管理活動の定着に向けて積極的に取組いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

「病気になっても働きたい。」
そんな働く人の気持ちを応援したい。

別添 1



今、知って欲しい。

治療と職業生活の 両立支援

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、
病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。
今後、職場においても労働力の高齢化が見込まれる中、病気を抱えた従業員が、
治療を受けながら働く場面に直面することが増えると考えられます。
従業員が安心して治療を受けながら働き続けるために、会社として準備できることは何でしょうか。

本リーフレットで、一緒に考えてみませんか？



治療と職業生活の両立支援とは

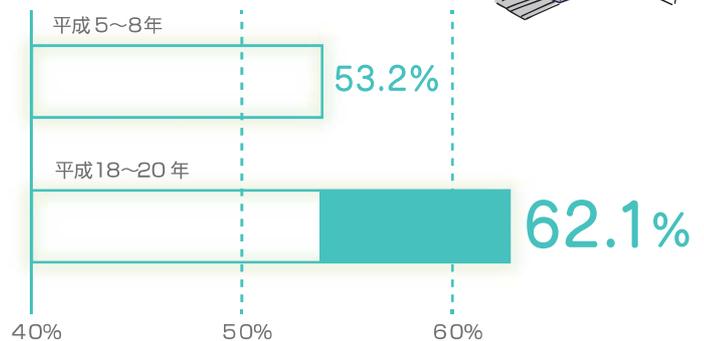
どうして両立支援が必要なの？

なぜ、今、「治療と職業生活の両立支援」が必要とされているのでしょうか。医療の変化や働く人の気持ちなど、3つのポイントに分けて具体的に説明します。

POINT 1

治療技術の進歩により、「不治の病」は「長く付き合う病気」に。

現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度はがんになると言われています。右のグラフは、がんと診断されてから5年後に生存している割合を平成5～8年と平成18～20年で比較したものです。生存率が、過去と比べて62.1%にアップしていることから、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。



出典：地域がん登録に基づき独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計



POINT 2

今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代。

仕事を持ちながらがんで通院している人の数は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の割合が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

32.5万人

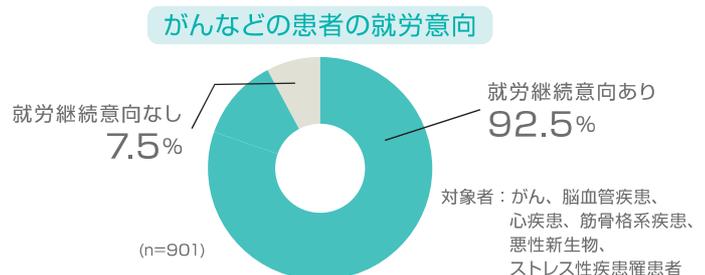
出典：「平成22年国民生活基礎調査」に基づく推計



POINT 3

患者にとって、仕事は生きがいでもあります。

がんなどの病気を抱えながらも仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、家庭の生計を維持するためや、治療代のためはもちろん、働くことが自身の生きがいであるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働ける環境を作ることが必要とされています。



出典：「治療と職業生活の両立等の支援対策事業 アンケート調査」 2013年9-10月（厚生労働省委託 みずほ情報総研）



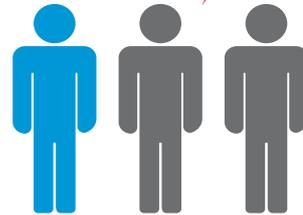
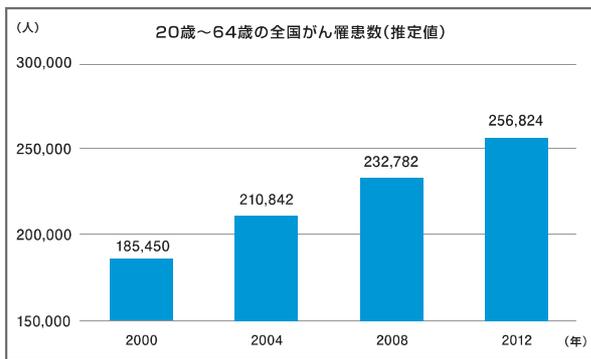
病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。

両立支援は事業者にとっても重要！

「治療と職業生活の両立支援」は、事業者にとってどんな意義があるのでしょうか。あなたの職場に当てはめて考えてみてください。

POINT 1

20～64歳の働く世代においても、がんと診断される人が増えています。今後、がんはますます働く世代の問題に。



2012年にがんと診断された全ての患者のうち、約3人に1人が20～64歳の働く世代です。

出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

POINT 2

治療と職業生活の両立を支援することは、労働者のみならず事業者にとっても、大きなメリットがあります。



事業者のメリット

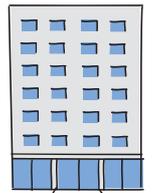
- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

POINT 3

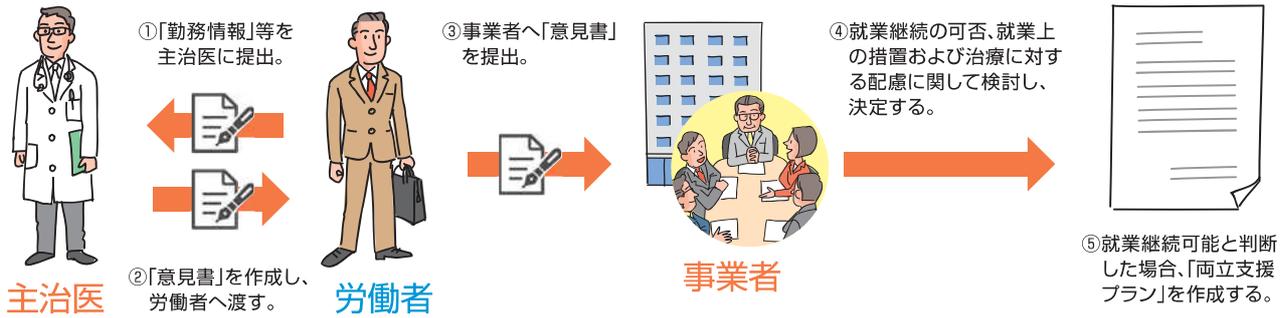
がんなどの病気になっても安心して働き続けられる職場をつくるために、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備が大切です。



- ①事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ②がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

両立支援の基本的な進め方



労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

※「勤務情報」や「意見書」などの様式は産業保健総合支援センターで用意しています。

都道府県ごとの産業保健総合支援センターでは、両立支援促進員が治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

- ①事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じます。
- ②事業場を訪問し、状況にあった具体的な助言等を行います。
また、治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施します。
- ③労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と患者(労働者)間の調整支援をします。
また、両立支援プラン作成の助言を行います。
- ④産業保健総合支援センターでは、両立支援を普及促進するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施しています。



「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいのか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

＼ホームページからガイドラインをダウンロードできます！／
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

(ページ内検索をご利用ください。)



ご相談はお近くの産業保健総合支援センター・治療就労両立支援センターまで

〈各センターの一覧はこちら〉

労働者健康安全機構ホームページ

<http://www.johas.go.jp/>

労働者健康安全機構

検索

〈電話でのお問い合わせ〉

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健課

Tel. **044-431-8660**



一酸化炭素中毒 を防ぎましょう!

愛知県内において、一酸化炭素中毒による労働災害が
多数発生しています。(H29年1月～7月中に4件)

バーナー使用時は必ず換気する!

飲食店
給食

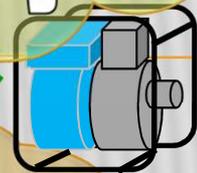
食品
製造

土木
工事

解体
工事

災害事例は裏面
➔

**十分な換気のない屋内では
内燃機関を使用しない!**



ビルメン

災害事例

一酸化炭素(CO)は、酸素不足による不完全燃焼などで発生します。COが酸素の代わりに血液中のヘモグロビンと結び付き、体内が酸素不足となる健康障害です。

時期	業種	発生状況
29年	7月 飲食店	開店準備のためガスや灯油コンロを使用していたところ、労働者4名が意識朦朧となった。
	7月 給食	工場食堂にて食器洗浄のためガス給湯器を使用していたところ、労働者5名が中毒となった。(換気扇稼働あり)
	7月 設備点検	マンション貯水槽点検のため貯水槽室内にエンジン式ポンプを置き、槽内の水抜き後、室内に入った労働者3名が頭痛を訴えた。(排気ファンあり)
	3月 解体工事	地下1階で粉じん飛散防止のための水を地下の防火水槽からエンジン式ポンプを使用し汲み上げていた労働者1名が倒れた。(排気ファンなし)
28年	7月 土木工事	工場内にて土壌調査のためガソリン式発電機を室内に持ち込み、穿孔機でコンクリート床の穴を開ける作業中、事業主と労働者1名が倒れた。(排気ファンなし)
	7月 食品工場	工場内でガスバーナーの釜を使用していたが、労働者1名がめまいを感じ倒れた。(換気扇一部稼働)
27年	2月 給食	保育園の厨房内において、食器洗浄のためガス給湯器を使用していたところ、労働者1名が倒れた。(換気扇稼働させず)
	2月 土木工事	下水道築造工事において、下水管内にガソリン発電機を使用したため、関係請負人労働者2名が中毒となった。(排気ファンなし)
	1月 電気工事	夜間工事の照明用電源としてガソリン式発電機を使用するも、住宅街のためワンボックスカー内に入れたため、車内で休憩した労働者1名が死亡した。

防止対策

屋内等では、なるべく燃焼器具は使わないこと。使用する場合は作業場内の排気ガス滞留防止や酸素供給(不完全燃焼を防ぐ)のための換気を行う必要がある。

作業開始前

作業手順の確認
(リスクアセスメントの実施)

燃焼器具・換気設備の点検

労働者への教育(危険・有害性、事故時の対応等)

建設業では、請負業者との連絡調整の実施

作業方法

【工事現場や設備点検補修作業】

屋内、地下室、トンネル内、車内でのガソリン式エンジン・ポンプ・チェーンソー等の原則使用禁止

【飲食店・給食の厨房、食料品製造の作業場】
燃焼式コンロ・バーナー・湯沸器の使用時は、必ず換気を行う

換気と測定

目安として時間あたり20回以上換気出来る排風機を稼働させる
一酸化炭素濃度を随時測定し、あるいは警報装置を設置する

やむを得ず使用する時

関係通達・ガイドライン

- 一酸化炭素による労働災害の防止について (H230722)
- 業務用厨房施設における一酸化炭素中毒による労働災害防止について (H211204)
- 鉄鋼業における化学物質管理マニュアル (H170601)
- アーク溶接作業における一酸化炭素中毒の防止について (H160921)
- コーヒー液の抽出工程等における一酸化炭素中毒等の防止について (H160624)
- 建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン (H100601)

工業中毒等特殊疾病の年別発生状況

(愛知県)

	酸素欠乏	硫化水素	一酸化炭素	塩素ガス	その他の中毒	化学熱傷	その他	合計
平成15年		1	(1) 26	1	(1) 2	2		(2) 32
平成16年			1	5	5	3		14
平成17年			(1) 10	1	13	8	1	(1) 33
平成18年	1		6	2	3	1	1	14
平成19年		1		2	1			4
平成20年	(1) 1		1		4			(1) 6
平成21年			3	2			1	6
平成22年			(1) 4		7		1	(1) 12
平成23年					(1) 2			(1) 2
平成24年			3		8		1	12
平成25年			2	1	4			7
平成26年		2	5	2				9
平成27年			(1) 4			(1) 1	1	(2) 6
平成28年	(1) 2		2	3	4			(1) 11
平成29年			4	1	2		(1) 1	(1) 8

()内は死亡件数で、内数
平成29年は、8月23日時点での状況

平成29年 工業中毒等災害発生状況

別紙統計資料2

	発生年月日	業種	被災状況		疾病名	災害の概要	原因物質
			死亡	休業			
1	H29-2-25	上下水道工事業	(1) 事業主	2	有機溶剤 中毒	直径1mの農水管の出入口から30mほど奥に入った場所で送風機を配置して、3名で内面の塗装を行っていたが換気・吸気が不完全な状態であったため、トルエン中毒を発症した。	トルエン
2	H29-3-31	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業		1	一酸化炭素 中毒	地下1階地上8階建てSRC造のビル解体工事において、地下1階の下層にある防火水槽から解体作業の散水用の水をくみ上げるため、エンジンポンプを使用していた。 解体工として作業に従事していた被災者が、片付け作業のために地下1階へ1人で降りて行ったところ、一酸化炭素中毒症を発症した。	一酸化炭素
3	H29-5-11	その他の製造業		1	有機溶剤 中毒	塗装ブース内において塗装設備の洗浄作業中、換気をせず、防毒マスクも使用していなかったため、トルエン中毒を発症した。	トルエン
4	H29-7-6	ビルメンテナンス業		3	一酸化炭素 中毒	マンション貯水槽の清掃作業を行うため、エンジン式ポンプ(内燃機関)1台、電動式ポンプ3台で水抜きした後、労働者1名が貯水槽内で清掃作業を行ったところ、頭痛等の症状を訴えたもの。その後、続けて清掃作業のため貯水槽に入った労働者1名、地下室(貯水槽につながる部屋)に出入りした労働者3名(うち1名休業)も同様に頭痛等を訴えた。なお、排風機を稼働させるも外へ排気していなかった。	一酸化炭素
5	H29-7-12	給食業		5	一酸化炭素 中毒	工場内で食堂を運営する事業場の労働者5名が、ガス給湯器を使用して食器の洗浄作業中に一酸化炭素中毒症を発症し病院へ救急搬送された。	一酸化炭素
6	H29-7-27	一般飲食店		4	一酸化炭素 中毒	開店準備のため厨房でガス、灯油切り替え式コンロを使用しスープを沸かしていたところ、労働者4名が意識朦朧となり一酸化炭素中毒症を発症した。	一酸化炭素
7	H29-7-28	パルプ・紙製造業	1	2	アンモニア による薬傷	工場敷地内に設置してあるアンモニア水タンクにおいて、労働者2名がアンモニア水タンク液面計の修理を行っていたところ、配管(フランジ)からアンモニア水(濃度25%)が吹き出し、作業員2名がアンモニア水を浴びた。救出作業を行っていた作業員1名も負傷した。	アンモニア
8	H29-8-12	化学工業		2	塩素 中毒	工場内に設置してある塩素ガス貯蔵タンクに繋がる配管が外れたため、作業員2名が異常箇所を確認していたところ、ドレン抜きピットから塩素ガスが漏洩し、そのガスを吸引した。	塩素